

# 計量器の定期検査を行います

## 〈お問い合わせ〉

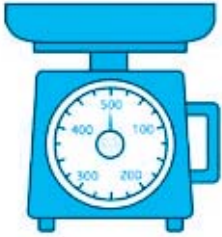
- ・役場企画観光課 商工観光係 TEL (67) 1112
- ・熊本県計量協会 TEL 096 (367) 7816
- ・熊本県産業技術センター総務管理室計量検定グループ TEL 096 (368) 2101

取り引きや証明に使用する計量器は、法律（計量法第19条）により2年に1回の定期検査を受けるよう義務付けられています。

該当する計量器をお持ちの方は受検しましょう。

**■検査の対象となる計量器**

- ・商店などで商品の売買に使用するばかり
- ・病院・薬局などで使用している調剤用のはかり
- ・学校・病院・保育所などで使用している体重測定用の



- はかり
  - ・農協・漁協など流通物資の集荷・出荷などに使用するばかり
  - ・宅配など運送業者などが貨物の運賃産出用に使用するばかり
  - ・農業・漁業などの生産者が生産物などの売買に使用するばかり
- 持ってくる物**
- 計量器（質量計など）  
手数料（1台あたり500円〜2,200円）
- 検査日程（受付時間・場所）**
- ◆9月17日（火）
    - ・午前10時〜午後3時
    - 役場白水庁舎
  - ◆9月18日（水）
    - ・午前10時〜11時30分
    - 久木野総合センター
    - ・午後1時〜3時
    - J A 阿蘇 長陽中央支所
- ※正午〜午後1時までを除きます。

## 専業主婦（夫）の年金が改正されました

### お問い合わせ

国民年金保険料専用ダイヤル  
TEL 0570 (011) 050  
熊本東年金事務所  
TEL 096 (367) 2503

サラリーマンの夫（第2号

被保険者）に扶養されている

妻（第3号被保険者）は、保

険料を納める必要はありません

が、夫が退職した場合や妻

自身の年収が増えたときなど

は、第3号被保険者から第1

号被保険者への変更手続きを

して、保険料を納めなくては

なりません。この手続きが2

年以上遅れた場合、2年以上

前の保険料を納付することが

できないため、保険料の「未

納期間」が発生します。

本年7月1日から、このよ

うな方は手続きをすることに

より、「未納期間」を「受給

資格期間」に算入することが

できるようになりました。

（※妻がサラリーマン、夫

が専業主夫の場合も同様です。

### ■手続きしたらどうなる？

①無年金や年金の減額を防ぐ



ことができます。また、老

齢年金だけではなく、万

一の時の障害年金などの受給

権の確保にもつながります。

②さかのぼって払うことがで

きなかった期間の保険料を

納めることができるので

（最大10年分）、年金額が

増えます。

※平成27年4月から保険料の

納付ができるようになります。

手続きをされた方には、

保険料納付の案内を予定

です。

## 児童手当・児童扶養手当 現況届の提出を忘れずに！

5月末に「児童手当」を、7月末には「児童扶養手当」を受給している皆さんへ「現況届」の用紙を送付しています。まだ提出していない方は、至急提出してください。

※現況届の提出がない場合、資格継続の審査ができないため、手当の支給ができません。

※「児童手当現況届」の提出が遅れた方の10月期支給については、間に合わない場合がありますので予めご了承ください。



### 〈お問い合わせ〉

役場 住民福祉課 福祉係  
TEL (62) 9195